



山形県公報

平成23年11月25日（金）
第2297号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………（財 政 課）…1151
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………（税 政 課）… 同
- 公共測量の実施の通知……………（用 地 課）… 同
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可……………（都市計画課）…1152

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）… 同

## 告 示

### 山形県告示第981号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成23年12月2日山形市に招集する。

平成23年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第982号

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）第130条第2項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成23年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称       | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日    |
|-----------|--------|-----------------|------------|
| 有限会社船町給油所 | 三浦 弘有  | 山形市大字船町1022番地の1 | 平成23年9月30日 |

### 山形県告示第983号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡小国町
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年10月20日から平成24年3月9日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザー測量）

**山形県告示第984号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
山辺町嶋ノ前土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
東村山郡山辺町大字根際字七曲504番1
- 3 設立認可の年月日  
平成13年10月23日
- 4 変更認可の年月日  
平成23年11月17日

---

**公 告**

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地            | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |
|--------------|----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|              |                | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営鈴川第二アパート4号 | 山形市鈴川町三丁目17-22 | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用 | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,800                             | 17,800 | 17,800                             | 3月分の家賃に相当する額                       |
| 同 五十鈴アパート1号  | 同 大野目二丁目2-52   | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,700                  | 17,000                             | 19,500                             | 22,000                             | 23,800 | 23,800                             |                                    |
| 同 2号         | 同 2-50         | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,700                  | 17,000                             | 19,500                             | 22,000                             | 23,800 | 23,800                             |                                    |
| 同 深町アパート3号   | 同 深町一丁目7-27    | 3DK  | 64.2                          | 3    | 同   | 22,900                  | 26,400                             | 30,200                             | 34,000                             | 38,900 | 41,600                             |                                    |
| 同 4号         | 同 7-34         | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 23,200                  | 26,700                             | 30,600                             | 34,500                             | 39,400 | 39,900                             |                                    |
| 同 土屋倉アパート2号  | 上山市美咲町二丁目3     | 同    | 51.8                          | 2    | 同   | 12,800                  | 14,800                             | 16,900                             | 19,100                             | 21,800 | 25,200                             |                                    |
| 同 交り江アパート2号  | 天童市交り江五丁目10-2  | 同    | 62.8                          | 1    | 同   | 17,200                  | 19,900                             | 22,800                             | 25,700                             | 29,300 | 33,900                             |                                    |
| 同 近江アパート1号   | 東村山郡山辺町近江1-1   | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 18,500                  | 21,400                             | 24,500                             | 27,600                             | 31,600 | 36,400                             |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成23年12月1日から同月7日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時）（ただし、郵送の場合は平成23年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

- 5 入居の時期 平成24年2月1日